

改正案	現 行	
<p data-bbox="215 288 934 400">フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p data-bbox="551 464 965 608">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042 沿革 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 19 年 9 月 21 日 一部改正</u></p> <p data-bbox="152 699 965 1070">技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供(以下「技術等の提供」という。)を伴う輸出契約若しくは仲介貿易契約又は輸出貨物の輸出若しくは仲介貿易貨物の販売を含む技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)であって、外国において技術等の提供をし、輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)を引渡したときに当該貨物の所有権が輸出契約等の相手方に移転するもの(以下「フルターンキー契約」という。)に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金及び対価(以下「代金等」という。)が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものに対する貿易一般保険については下記のとおり取り扱う。</p> <p data-bbox="544 1121 573 1145">記</p> <p data-bbox="152 1198 965 1417">保険契約者は、フルターンキー契約に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金等が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の特約を付すものとする。</p>	<p data-bbox="1048 288 1767 400">フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p data-bbox="1384 464 1798 568">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042 沿革 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p data-bbox="987 699 1800 1070">技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供(以下「技術等の提供」という。)を伴う輸出契約若しくは仲介貿易契約又は輸出貨物の輸出若しくは仲介貿易貨物の販売を含む技術提供契約(以下「輸出契約等」という。)であって、外国において技術等の提供をし、輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)を引渡したときに当該貨物の所有権が輸出契約等の相手方に移転するもの(以下「フルターンキー契約」という。)に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金及び対価(以下「代金等」という。)が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものに対する貿易一般保険については下記のとおり取り扱う。</p> <p data-bbox="1377 1121 1406 1145">記</p> <p data-bbox="987 1198 1800 1417">保険契約者は、フルターンキー契約に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金等が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の特約を付すものとする。</p>	

フルターンキー特約

(てん補責任)

第1条 独立行政法人日本貿易保険は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第8条第2号の規定にかかわらず、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の引渡前に発生した輸出貨物等の代金又は対価を回収することができないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により輸出貨物等について生じたものをてん補する責めに任ずる。

(保険価額等)

第2条 この特約に係る保険価額及び保険金額は、この証券記載の約款第3条第2号のてん補危険に係る保険価額及び保険金額をとす。

」

附 則

この改正は、平成19年10月1日から実施する。

フルターンキー特約

(てん補責任)

第1条 独立行政法人日本貿易保険は、貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第8条第3号の規定にかかわらず、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の引渡前に発生した輸出貨物等の代金又は対価を回収することができないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により輸出貨物等について生じたものをてん補する責めに任ずる。

(保険価額等)

第2条 この特約に係る保険価額及び保険金額は、この証券記載の約款第3条第2号のてん補危険に係る保険価額及び保険金額をとす。

」